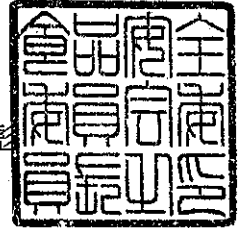




府食第700号
平成19年7月19日

農林水産大臣
赤城 徳彦 殿

食品安全委員会
委員長 見上 彪



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて（回答）

平成19年7月17日付け19消安第4097号により貴省から当委員会に対し
意見を求められた事項について、別記のとおり回答いたします。

記

以下の場合には、食品安全基本法第24条第1項第5号の規定に基づき、農林水産大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たって、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の基準及び規格に関して、次の改正をそれぞれ行うこと。

1. 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）別表第1中「1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準」の（1）飼料一般の成分規格に定めている飼料添加物の飼料中の含有量を減じる場合
2. 成分規格等省令別表第2中「6 飼料添加物一般の試験法」の（14）酵素力試験法の⑧フィチン酸分解力試験法を改正する場合
3. 2に伴い、成分規格等省令別表第2中「7 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びペルトラン糖類定量法の規定」の（2）試薬・試液について、新たに試薬及び試液を追加する場合
4. 2に伴い、成分規格等省令別表第2中「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」の（139）フィターゼについて、酵素力試験法を改正する場合
5. 成分規格等省令別表第2中「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」の（12）プロピオン酸カルシウムの製剤について、液状の剤形を追加する場合
6. 成分規格等省令別表第2中「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」の（22）アスタキサンチンの製剤の成分規格において、濃縮大豆たん白を賦形物質として追加する場合